ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は、都道府県税として納付され、その7割がゴルフ場の所在 市町村にゴルフ場利用税交付金として交付されている。その規模は平成26年 度決算で全国で331億円にものぼる。

本市における交付金額は、平成27年度決算額で3億5,487万円であり、 貴重な財源となっている。

ゴルフ場所在自治体は、ゴルフ場の開発に係る住民意識に始まり、ゴルフ場が存在することによる様々な行政需要に誠実に対応してきた。ゴルフ場利用税は、こうした行政需要の対価として、その存続が認められてきたものである。

また、18歳未満の年少者や70歳以上の高齢者、障害者等の利用のほか、 一定のスポーツの競技会等の利用について非課税措置等の一定の配慮がなされ ている。

現在、地方自治体は、医療・介護などの社会保障、社会資本の老朽化への対応、子育て支援、教育などにおいて果たす役割が増大しており、これらの課題解決には財源確保が必要不可欠であることはいうまでもない。

また本市においては、平成28年度に「ゴルフのまち加東」を目指し、加東市ゴルフ協会と協働してゴルフ振興事業を行うなど、ゴルフ振興の推進を図り、地域活性化および地方創生に全力で取り組もうとしている中、ゴルフ場利用税交付金を廃止することは、国において進められている地方創生に逆行するものである。

国におかれては、ゴルフ場利用税がゴルフ場所在市町村にとって重要な財源であることを改めて認識していただき、現行制度が存続されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 総務大臣 文部科学大臣 様